

配膳室における調理器具に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

配膳室における調理器具に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章第 3.1 規則及び SOLAS 条約第 II-2 章第 3.45 規則においては、それぞれ「調理器具のない配膳室」は居住区域に、「調理器具のある配膳室」は業務区域に区分される旨規定されており、これらの配膳室に備えることが認められる調理器具の統一解釈は MSC/Circ.1120 として回章されている。

その後、2012 年 5 月開催の IMO 第 90 回海上安全委員会（MSC90）において、火災の危険性の観点から、「調理器具のない配膳室」及び「調理器具のある配膳室」に備えることのできる調理器具を見直すべく MSC/Circ.1120 が改められ、MSC.1/Circ.1436 として回章されている。

今般、MSC.1/Circ.1436 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

「調理器具のない配膳室」及び「調理器具のある配膳室」に備えることのできる調理器具の規定を改めた。